岩倉市教育支援センター「おおくす」の活動

1 おおくすの目的

学校生活での困難さがみられ、不登校及びその傾向にある岩倉市在 住の小中学校の児童生徒を対象に、自立心、社会性及び社会で生きて いく力を育むことをめざし支援します。

2 入室対象者

岩倉市在住の小中学校の児童生徒であり、本人の入室意欲と保護者の入室要請があるとともに、校長が個別的な相談、援助を必要と認めた者とします。

3 開室日

- (1) 月曜日~金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時30分~午後3時
- (2) 長期休業中は休室(ただし期間を決め午前中のみ自由来室)

4 おおくすでの指導方針

- (1) 児童生徒をありのままに受け止め、心情を共感的にとらえるとともに、安定した心の居場所づくりに努めます。
- (2) 生活リズムを取り戻したり、新たな生活基盤を形成したりできるように促しながら、その領域を徐々に拡大する気持ちを培います。
- (3) 児童生徒の興味関心の理解に努め、それぞれの能力、段階に合わせ、活動プログラムを作成し、自主・自発の気持ちを育てます。
- (4) 教科の補充学習や体験学習、遊びやスポーツを通して、共に生活する喜びや満足感を感じながら、素直な気持ちを表せるようにします。

- (5) 通室が困難な児童生徒については、家庭訪問を行い、相談に応じる等、柔軟な対応に努めます。
- (6) 学校や家庭と定期的に連絡を取り合うとともに、関係諸機関との 連携や協力関係を密にします。

5 入室・退室の手続き

- (1) 入室希望があるときは、学校またはおおくすに相談します。
- (2) 本人、保護者がおおくすを見学し、おおくすの環境や過ごし方の説明を受けます。入室を決めた場合、保護者や本人がおおくすのカウンセラーと相談します。
- (3) 体験入室の希望がある場合は、学校及び保護者と教育支援センター職員で話し合った上で体験入室を認めます。仮入室期間(1~2週間)後、本人、保護者と関係機関が話し合い、入室について相談します。
- (4) 入室が決定したら、保護者は学校に入室願を提出します。
- (5) おおくすへの通室が必要なくなった場合には、本人、保護者と関係機関が相談し、保護者は学校に退室願を提出します。



おおくすはこんなところです

Q 誰が通ってもいいのですか?

A 岩倉市内に住んでいる小中学生なら、誰でも通うことができます。

Q 入室したいときはどうすればいいのですか?

A まず、学校の先生や学校のスクールカウンセラーに相談します。

Q 見学することはできますか?

A いつでも見学できます。おおくすへ事前に連絡してください。

Q 学校の出席日数はどうなりますか?

A あなたの学校の出席となります。

Q どんなことをするのですか?

A 学習やレクリエーション、工作、手芸、調理、運動など、いろいろ な活動をすることができます。

Q どうやって通ったらいいのですか?

A 各自で通います。学校と保護者で相談後、学校の許可を得て自転車で来ることもできます。

Q 昼食はどうすればいいのですか?

A お弁当を持ってきて、おおくすで食べます。

Q 服装は決まっているのですか?

A 自由な服装で通うことができます。

Q おおくすへ入室中にも学校へ登校することができますか?

A 学校に行きたときには登校することができます。

Q 費用はかかりますか?

A 無料です。ただし、活動内容によって材料費等の費用を徴収します。

岩倉市教育支援センター

おおくす





岩倉市教育支援センター「おおくす」 〒482-0042 岩倉市中本町西出口 15番地 1

くすのきの家2階 TEL・FAX (0587) 38-0300

岩倉市教育委員会

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市役所6階

TEL (0587) 38-5818

 $FAX\,(0587)\,66{-}6380$